

平成20年4月から始まる

# 高齢者の新しい医療制度

## 保険料が決定

後期高齢者医療にかかる費用は、患者本人の自己負担分を除き、公費（国・県・市町）から約5割、現役世代から約4割、後期高齢者被保険者から約1割の負担で運営されます。

保険料は、11月26日の佐賀県後期高齢者医療広域連合議会で決定され、定額の均等割と収入に応じた所得割をあわせた額となります。保険料の上限は、年50万で、

低所得者には均等割部分の軽減措置があります。

保険料は、個人単位で計算され、これまで自分で保険料を払っていなかった各社会保険の被扶養者の方は、新たに保険料を支払うこととなります。

個人別の保険料は、4月に佐賀県後期高齢者医療広域連合よりお知らせします。

## ○被扶養者の方の軽減措置

これまで自分で保険料を払っていなかった各社会保険（国民健康保険以外）の被扶養者の方は、左記のとおり保険料の軽減措置があります。



県内一人あたりの平均保険料額

**年65,092円**

（月あたり約5,424円）

（佐賀県後期高齢者医療広域連合試算）

- ・均等割額 年47,400円
- ・所得割率 8.8%

※所得に応じて、均等割額の7割・5割・2割の軽減措置があります。

期 間	保 険 料	
平成20年4月 ～平成20年9月	無 料	
平成20年10月 ～平成21年3月	均等割	9割軽減
平成21年4月 ～平成22年3月		5割軽減

## 後期高齢者医療制度って？

75歳以上の高齢者を対象とした、**新しい独立した医療保険制度です。**

### 後期高齢者医療制度のポイント！



対象者は

**75歳以上の方が対象となります。**  
（一定以上の障がいのある人は**65歳以上**）

現行どおり

窓口での負担割合は

医療費の自己負担割合は、「一般の方が**1割**」、  
「現役並み所得者が**3割**」です。

現行どおり

保険料は

原則として年金から天引きします。

- 国民健康保険税の保険料負担はなくなり、後期高齢者医療保険料を支払うことになります。
- 今まで自分で保険料を払っていなかった各社会保険の被扶養者の方も、新たに保険料を支払うことになります。保険料の徴収は、お住まいの市町が行います。
- 保険料の金額については、平成20年4月にお知らせいたします。

新規

制度の運営は

「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が行います。

新規

各申請受付・届け出は

受付などの窓口業務はお住まいの市町が行います。

現行どおり

# 後期高齢者医療制度



## よくある質問

# Q&A

### Q1 後期高齢者医療制度に加入するのはいつからですか？

**A1** 現在、老人保健に加入されている方は、平成20年4月1日から自動的に後期高齢者医療制度の加入者となります。平成20年4月以降に75歳になられる方は、その誕生日から自動的に加入することになります。

- 75歳になったとき（誕生日当日から）
- 65歳以上の方が一定以上の障がいの認定を受けたとき

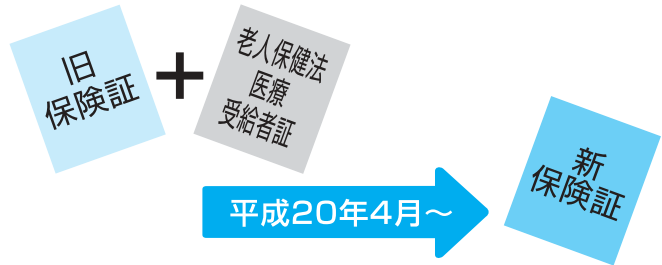
### Q2 後期高齢者医療制度の保険証はいつ頃届きますか？

**A2** 平成20年4月1日現在で既に75歳以上の方につきましては、平成20年3月中に送付されます。



### Q3 医療機関への受診方法は変わりますか？

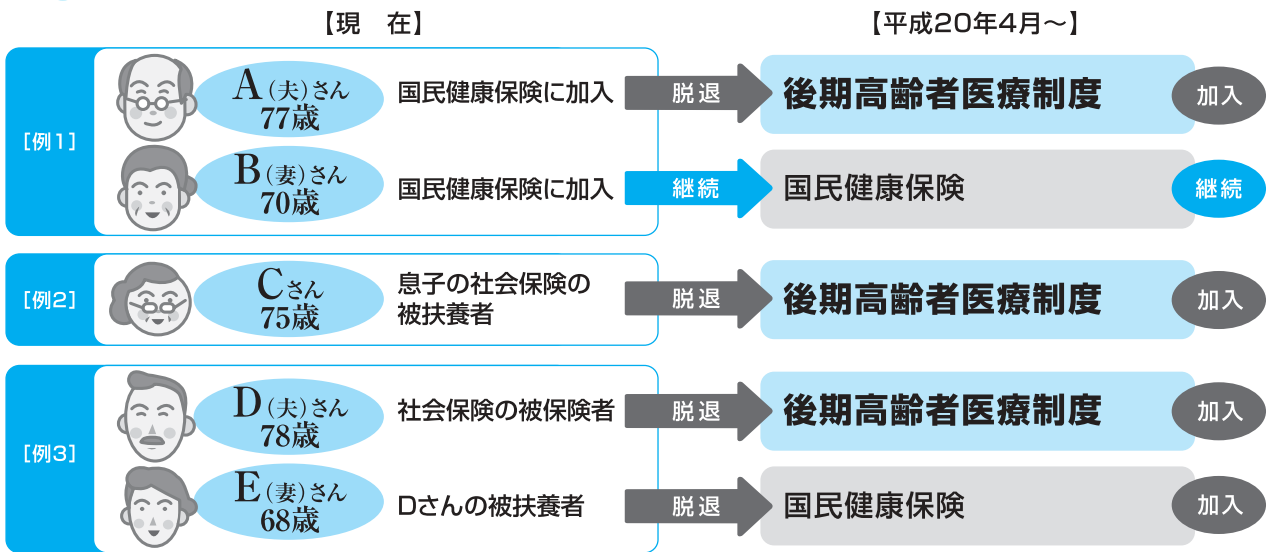
**A3** 現在、老人保健制度で医療を受ける場合は、医療機関の窓口には保険証と老人保健法医療受給者証を一緒に提示して受診していますが、後期高齢者医療制度では保険証のみを提示して受診することになります。



### Q4 平成20年4月から、私たちの保険はどうなりますか？

- [例1] A(夫)さん77歳、B(妻)さん70歳で、現在国民健康保険に加入している場合  
 [例2] Cさん75歳で、現在息子の社会保険の被扶養者の場合  
 [例3] D(夫)さん78歳、E(妻)さん68歳で、現在Dさんは社会保険の被保険者で、EさんはDさんの被扶養者の場合

**A4** 75歳以上の方は、現在加入している保険や扶養関係を問わず、後期高齢者医療制度に加入となります。また、[例3]のように現在社会保険の夫が後期高齢者医療制度に加入した場合、妻は社会保険の被扶養者ではなくなり、国民健康保険に加入することになります。



# 償却資産(固定資産税)の申告はお忘れなく!

会社や個人で工場や商店を経営されている方や、農業・不動産業貸付業などの事業を行っている方が、その事業のために用いることのできる構築物、機械、器具、備品などを「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

**申告期限日 1月31日(木)**

神埼市内に償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産の種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数などを申告してください。

申告書は神埼市役所税務課、各総合支所総務企画課にありま  
す。  
※課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

## 業種別の償却資産の具体例

各業種の共通のもの	パソコン・コピー機・レジスター・エアコン・応接セット・キャビネット・内部造作・看板(広告塔、ネオンサインなど)・駐車場設備・外構・外灯・受変電設備など
農業	耕運機・田植機・管理機・糞摺り機・冷蔵庫・果樹棚・播種機・農業施設で家屋として課税のないもの(ビニールハウスなど)・大型特殊自動車など
製造業	金属製品製造設備・食料品製造設備・施盤・梱包機など
印刷業	各種製版機及び印刷機・裁断機・スキャナーなど
建設業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト・大型特殊自動車など
木工業	木工スライス盤・カンナ器・研磨盤など
鉄工業	施盤・ボール盤・スライス盤・研削盤・プレス機・溶接機など
製菓業	釜・オープン・あん練機・ミキサー・厨房設備・ビニール包装機など
娯楽業	ゲーム機・両替機・カラオケ機器・ボウリング場設備・パチンコ器など
飲食店業	接待用家具・厨房用品・冷凍庫・冷蔵庫・テレビ・カラオケ機器など
小売業	陳列棚・商品陳列ケース・自動販売機・冷蔵庫など
理容・美容業	理容椅子・美容椅子・洗面設備・消毒殺菌機・タオル蒸器など
医(歯)業	各種医療機器など
クリーニング業	洗濯機・脱水機・乾燥機・プレス機・ボイラー・ビニール包装機など
不動産貸付業	門扉及び緑化施設等の外構工事・駐車場等の舗装・屋外給排水設備など
ガソリン販売・自動車整備業	照明設備・洗車機・オートリフト・オイルチェンジャー・ジャッキ・プレス・地下タンク・独立キャノピー・防壁など
浴場業	温水器・濾過器・ボイラー・オイルバーナー・釜・ポンプなど

《注意》 次の資産も償却資産の対象となります。

- 遊休または未稼働の償却資産であつても、賦課期日(1月1日)現在において事業の用に供することができる状態にあるもの
- 家屋に施した取り外しが容易な設備(簡易間仕切りなど)や特定の生産または事業の用に供する建築設備・造作など
- 使用可能な期間が1年未満または取得価格が20万円以下の資産でも個別償却をしているもの
- 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却などをしているもの
- (例) 中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産

※正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第386条および神埼市税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。  
※虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

### 償却資産から除かれるもの

- 自動車、軽自動車、小型特殊自動車など自動車税、軽自動車税の課税対象になるもの(乗用トラクター・乗用コンバイン・乗用田植機など含む)
- 耐用年数1年未満の償却資産または10万円未満の償却資産を損金算入したもの(例えば、確定申告時に減価償却で取得価格の全額を経費として計上したもの)
- 20万円未満の償却資産で、3年間の一括償却を選択したものの
- 無形固定資産(営業権・鉱業権・漁業権・ソフトウエアなど)
- 生物(牛・馬・鶏・果樹など)

※申告された内容につきましては、地方税法第353条の規定により現地調査等をさせていただきます。ご協力をお願いします。

### ◎問い合わせ先

神埼市役所 税務課  
☎ 37-0114

# 皆さまの意見を市政へ

市民の皆さまの意見を広くお聞きするため、意見箱を設置しています。

11月中には、市政に関すること（4件）、職員に関すること（2件）のご意見が寄せられました。

職員に対するご意見については、全職員で共有し、意識改革に取り組んでいます。



## 税金について

### 【意見】（一部抜粋）

神崎市になって国保料金が高い。税金も高い。

### 【回答】

○国民健康保険税について  
合併前は各町村とも4方式（所得割、均等割、平等割、資産税割）で課税していましたが、合併後は3方式（所得割、均等割、平等割）となりました。

合併後の税率は、所得割額が、年10・5%、均等割額が、被保険者1人あたり年3万円、平等割額が、一世帯あたり年2万5千円となったことや、地方税法の改正により65歳以上の方の年金所得率の見直しや老年者控除の廃止などにより、税額が高くなつた事例もあります。

なお、低所得者の世帯については、地方税法に基づき所得額に応じて、均等割額・平等割額の7割、5割、2割の軽減を行っています。

医療費は、国民健康保険税や制度に基づく公費負担金などでまかなわれています。医療費が高くなれば被保険者（加入者）が負担する国民健康保険税も高くなります。

ひとりひとりが健康に十分注意し、医療費抑制に努めていただくことが、国民健康保険税の負担を低く抑えることにつながります。

皆さまのご協力をお願いします。

### ○個人の市県民税について

平成18年度から老年者控除、老年者の非課税（所得12.5万

円以内の方）の廃止、65歳以上の年金の所得率の改正で、高齢者の税金の見直しがありました。また、平成19年度からは、国から地方への税源移譲があったため、市県民税の所得割の税率が一律10%に改正され、多くの方の税金が高くなっています。

### ○固定資産税について

平成18年度評価の見直しがあり、負担の均衡化を図るための措置が導入されたことにより、税金が高くなつた事例もあります。

全国一律に市税関係の大幅な税制改正が実施された時期が、ちようど合併時、それ以降に重なつたため、神崎市になつてか

ら急に税金が高くなつたと受け止められているのかもしれない。

神崎市でも他の市町村と同じ税金の計算方法、標準税率を採用していますので、神崎市だけが税金が高いということはありません。

税金の内容に疑問をお持ちの方、詳しく知りたい方は、気軽にお尋ねください。

### ◎問い合わせ先

#### ・国民健康保険税

神崎市役所 健康増進課

☎37-0115

#### ・市県民税、固定資産税など

神崎市役所 税務課

☎37-0114



皆さまの声をお聞かせください！

## 夜の市長室

12月には、3件（7人）が来庁されました。次回以降は、次のとおりです。

とき	ところ
1月8日(火)	神崎市役所
2月3日(火)	千代田総合支所
3月4日(火)	脊振総合支所

※いずれも午後6時から午後8時まで

※1人30分程度でお願いします。

### ◎問い合わせ先

神崎市役所 総務課秘書室

☎37-0088

## 水道管に冬支度を！

気温がマイナス4度以下になると、水道管が凍結して水が出なくなつたり、破裂して漏水することがあります。

### ○凍結を防ぐには

露出した水道管や屋外にある蛇口に厚手の布などをかぶせ、ビニルテープなどで巻きつけ、保温してください。



### ○凍結して水が出ないとき

凍つた部分にタオルや布をかぶせ、その上からゆつくりとぬるま湯をかけて、溶かしてください。直接、熱湯をかけると、破裂する場合があります。ご注意ください。

### ○破裂したとき

まず、止水栓を閉めて水を止めてください。水が止まらないときは、破裂した箇所からタオルやビニルテープなどを巻いて応急措置をし、お近くの指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。

### ◎問い合わせ先

佐賀東部水道企業団

神崎営業所

☎52-1520